

令和8年度第2回習志野市介護保険運営協議会議事録

1 開催日時 令和8年8月6日(木)午後1時30分～午後2時55分

2 開催場所 市庁舎GF ABC会議室

3 出席者

【会長】 習志野市歯科医師会 向井 健介

【副会長】 習志野市薬剤師会 久保木 俊光

【委員】 淑徳大学 教員

本多 敏明

千葉大学 教員

飯野 理恵

習志野市医師会

吉越 富士雄

習志野健康福祉センター 副センター長

藍 扶二子

習志野市社会福祉協議会 副会長

鈴木 とし江

習志野市民生委員児童委員協議会

田久保 直子

習志野市高齢者相談員

中村 守

習志野市介護サービス相談員

村山 典子

習志野市あじさいクラブ連合会

川地 栄四郎

社会福祉法人慶美会

高橋 貞智

有限会社ウェルフェア

荒木 時元

【事務局】	健康福祉部	部長	星野 文貴
	健康福祉部	次長	中村 裕美
	高齢者支援課	課長	松本 大輔
	介護保険課	課長	石渡 寛
	健康福祉部	主幹	相原 由美子
	健康福祉部	主幹	鶴岡 拓人
	高齢者支援課	係長	上本 友恵
	高齢者支援課	係長	小森 俊
	高齢者支援課	主事	竹山 真己人
	高齢者支援課	主事補	緒方 洋太郎
	介護保険課	係長	河北 誠仁
	介護保険課	係長	菅原 聡人
	介護保険課	主査補	三橋 香織
	介護保険課	副主査	千葉 千亜紀
	介護保険課	主事	大森 栞

4 議題

日程第1 会議の公開

日程第2 会議録の作成等

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 諮問

日程第5 審議事項

(1) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る骨子案について

日程第6 報告事項

(1) 地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について

(2) 居宅介護(介護予防)支援事業者の指定等について

日程第7 その他

5 担当課

健康福祉部 介護保険課

6 議事内容

日程第1 会議の公開

(向井会長)

本日の会議は、「習志野市附属機関設置条例施行規則第3条第2項」の規定により、原則公開となっている。ただし、内容により公開非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとしたいがよろしいか。

(一同)

異議なし。

(向井会長)

異議なしと認める。

本日の内容に非公開事項はない。傍聴人については、定員に達するまで認める。

日程第2 会議録の作成等

(向井会長)

「会議録の作成等」についてお諮りする。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所の情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに異議はあるか。

(一同)

異議なし。

(向井会長)

異議がないようなので、そのとおり取り扱うよう決定する。

日程第3 会議録署名委員の指名

(向井会長)

会議録署名委員の指名について、鈴木委員と田久保委員を指名する。

日程第4 諮問

健康福祉部長より会長へ諮問書が手交された。

(向井会長)

令和9年2月に開催される介護保険運営協議会において答申を行うことを目指し、審議を進めていく。

日程第5 審議事項

(向井会長)

審議事項(1)「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る骨子案について」、事務局より説明を求める。

(鶴岡高齢者支援課主幹)

審議事項(1)「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る骨子案について」資料(1)－1に基づいて説明。

(石渡介護保険課長)

審議事項(1)「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る骨子案について」資料(1)－2に基づいて説明。

(鶴岡高齢者支援課主幹)

審議事項(1)「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る骨子案について」資料(1)－3、－4に基づいて説明。

(向井会長)

何か質問や意見はあるか。

(吉越委員)

1点目、資料(1)－4の8ページ「上位・関連計画の概要」に「新型インフルエンザ」という文言があるが、これはいつ頃の新型インフルエンザを示しているのか。もう1点、高齢者向けのインフルエンザワクチンについて、今年度から高用量のワクチンを接種することになっていたが、7月に生産元の都合により接種が中止になった。これにより、当初計上していた予算が余ることになると思うが、それはどのような取り扱いとなっているのか。

(星野健康福祉部長)

まず1点目の習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた計画である。この計画は国や県も策定しており、本市でも市町村版として策定しているものである。新型インフルエンザ等という表現については、国が使用している文言をそのまま使用しているため、国が名称を変更しない限りは市が変更することはできない。もう1点、インフルエンザ予防接種の予算については、後ほど回答する。

(中村委員)

資料(1)－4の52ページ、第3章「施策体系」について、基本理念や基本目標を達成するためには財源を確保する必要がある。現在の介護保険の仕組みは公費と被保険者の加入負担で折半と認識しているが、例えば、高齢者の増加により各種サービスの充実や追加、変更をするとなると、より多くの財源の確保が必要になる。その対策として介護保険料を引き上げることも1つの手段であるが、一方で介護保険サービスを抑制するという手段もある。サービスを充実すると財源が不足するが、財源の範囲内となるとサービスの低下が予測される。基本的な考え方として、習志野市は財源とサービスのどちらを優先するのか、どういう方向性や理念を持っているのか、教えていただきたい。

(石渡介護保険課長)

ご指摘のとおり非常に難しい問題と認識している。介護給付費の増大については、介護保険が必要なサービスを給付する仕組みであることから、支出を完全にコントロールすることは難しい。サービスの抑制を行うことは現実的ではないため、今後も給付費の増加は避けられず、本市においても重要な課題と認識している。適切なサービス量を確保・維持するためには、介護予防の取り組みを推進することにより、心身ともに自立し、健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活できる期間を少しでも長く確保することが重要である。また、適切な保険料水準を見極めながら、必要に応じて保険料の引き上げによる対応も検討せざるを得ない考える。

(中村委員)

もう1点。資料(1)－4の53ページで示された4つの基本目標について、第9期計画の内容から基本目標2と3は更新されているが、1と4は継続と捉えてよいか。2と3で目標を変える理由は第9期で改善できなかったためか、あるいは違う視点で第9期では達成できなかったことを第10期の表現・評価によって改善できるものと捉えてよいのか。高齢者実態調査を踏まえて変更したという説明はあったが、基本的な考え方を教えていただきたい。

(鶴岡高齢者支援課主幹)

4つの基本目標は、第6期から第9期まで変更せずに同じ文言で継続してきた。今回、第9期の振り返りの中で出てきた課題はあるが、基本的な枠組みは第10期も同じ形で考えている。その上で基本目標2と3については文言の見直しを行い変更した。

(中村委員)

第9期で達成できなかった目標について、第10期では内容を整理することで、より達成に近づくという認識でよいか。

(鶴岡高齢者支援課主幹)

そのような部分もあるが、基本的に達成できなかった項目については、より下の階層にある多くの基本施策の内容により、達成に向けて取り組んでいくという考え方である。ただし、基本目標の項目として、従来の表記が今の時代にそぐわない部分があるため見直しをしている。

(鈴木委員)

資料(1)－4の5ページ「計画策定に当たって」の考え方について、高齢者の増加が見込まれる中で、今後は「新しい認知症観」に基づく認知症施策を推進するということであるが、「新しい認知症観」とは具体的にどのようなことか。また、「必要となる介護保険サービスの見込量と確保方策、具体的な取組を定め、あわせて必要となる介護保険料を設定します」という文言について、詳しい説明をお願いする。

(鶴岡高齢者支援課主幹)

新しい認知症観については、令和6年1月に施行された認知症基本法で市町村が認知症に関する計画を作ることが努力義務として示された。その中で中核となる考え方が新しい認知症観であり、大きく2つに分けられる。1つは、これまでは認知症になると自分では何もできなくなるという見方があり、この考え方が現在も根強く残っている。これにより、認知症の方の自己選択が妨げられる場合があるが、それは正しくないという考え方である。認知症を理由にオール・オア・ナッシングで見方を変えてしまう必要はないということを国が示している。もう1つが、そのためには新しい認知症観を地域の方々に持っていただく必要があり、行政も情報発信する取り組みを進めなければならない。今までの認知症施策は当事者に対する直接的な手取り足取りのケアサービスが中心であったが、それが逆に地域でできる様々な活動の範囲を狭めてしまっていた部分もある。その反省を踏まえ、当事者に対する施策だけでなく、今後は周囲や地域の方々に向けた施策を推進することを国が示している。

(石渡介護保険課長)

「必要となる介護保険サービスの見込み量と確保方策、具体的な取組を定め、あわせて必要となる介護保険料を設定します」という部分については、具体的に今後の進め方の1つの方法として、第10期計画に基づき新しい計画が始まる3か年分で必要となるサービス総量を算出し、それに対応する1人当たりの介護保険料を決定する。介護保険料については4回目の運営協議会で示す。

(荒木委員)

資料(1)－4の40ページ「今後、介護が必要となった場合にどのようにしたいか(一般高齢者)」の中で「介護保険制度のサービスや保健福祉サービスを活用しながらできる限り自宅で介護を受けたい」というニーズが一番多い。それを踏まえて42ページの「高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要だと思う市の施策」では、「24時間いつでも在宅で受けられる介護・看護サービスの充実」が最も多い。訪問看護ステーションに関しては、市内のどの事業所もほぼ24時間365日訪問できる体制が取られているのに対し、訪問介護事業所に関しては、平日の日中の時間帯であれば比較的調整しやすいが、夜間と土日祝日はなかなか調整しづらいという問題がある。そこを補っているのが巡回型の訪問介護看護サービスだと認識しているが、市内では1事業所しかなく、その事業所でもヘルパーに余裕がない状態と聞いている。医療サービスを受けている方であれば、訪問看護サービスで夜間休日のケアを補足できるが、介護サービスだけが必要という方の夜間休日の体制には困難を感じている。習志野市としては、令和9年度以降、特に訪問介護サービスについて、どのように考えているのか教えていただきたい。

（鶴岡高齢者支援課主幹）

入所系サービス、居宅系サービスの部分に分かれるため、高齢者支援課と介護保険課から回答する。まず、高齢者支援課では入所系施設の整備を担当している。第6期で整備された24時間の巡回型サービスが1事業所であり、第10期においても施設整備の中で模索をしていく必要があると認識している。

（石渡介護保険課長）

介護人材の確保については、本市のみならず全国的な課題と認識している。全国的な傾向として、訪問介護員及び介護職員の離職率は近年減少傾向にあるものの、従業員の不足を認識している事業所は全体の6割を超えており、人材の確保は介護保険制度を適切に運営する上で必要不可欠と考えている。令和8年度には随時の処遇改善が行われたことから、国としても人材不足を重く受け止めていると認識している。市内事業者については、個別具体的な人材不足の現状は把握していない。しかしながら、介護の需要と供給に影響があると言われている85歳以上人口の増加や生産年齢人口の減少は、本市においても今後ますます影響が生じると考えられるため、引き続き県内及び全国の動向を注視していく。人材確保策の1つとして、本市では千葉県の補助金を活用し、介護職員初任者研修等費用助成事業を実施している。この事業は介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講に要する費用の2分の1を受講者に対して助成するものである。令和7年度の実績としては、助成件数16件、そのうち介護職員初任者研修7件、介護福祉士実務者研修9件であった。このような形で介護職志望者を支援している。

（本多委員）

1つ目、基本目標4「地域で支え合う仕組みの拡大」は目標として掲げ続けた方がよいのか。また、第9期で「×（未達成）」となった指標にある住民が主体となって運営する通所型や訪問型サービスには要件のようなものがあるのか。既に地域で実施されている体操などは該当しないということか。2つ目、地域包括ケアシステムについて、国の「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで」のうち、習志野市では「人生の最後まで」という文言を意図的に削っているのか。また、基本目標3にある「いつまでも元気に暮らす」ことの難しさは、高齢者本人、家族、地域包括支援センターの課題を見ても感じるところである。人生の最後をどうしたいのか、専門職でもアドバンス・ケア・プランニングなどが課題として出てきていると思う。「いつまでも元気に」ということだけではなく、「人生の最後まで」という部分を高齢者本人や家族、子ども世代も向き合う必要がある。そのような課題を市として目標に掲げた方が専門職の方々も働きやすくなるのではないか。「人生の最後まで」という文言をどこかに入れないと、4つの基本目標だけではそういった課題が抜け落ちてしまうことを懸念している。

（相原高齢者支援課主幹）

住民主体の団体について、生活支援体制整備事業の中で、要支援者、事業対象者に対しては、介護サービス事業所ではなく緩和した事業所や市が認定したヘルパー養成講座などを受講した住民が団体となり、生活支援ができるような形を取り組んでいたのが現状である。しかしながら、住民の負担など、住民の力だけを求めてはいけない部分があり、第8期・第9期も団体の立ち上げが非常に困難であった。立ち上げがゼロということが結果として出ているため、第10期では住民団体の創出を指標とするのではなく、どのような形を構築すれば地域の力を借りるこ

とができるのか、介護人材だけで高齢者を支えるのではなく、地域で支えるという体制を考えるきっかけとしている。ただし、評価軸、評価項目は変えていく方向で考えている。

（本多委員）

例えば、地域の方がゴミ出し支援をするという取り組みは既にあると思うが、個人間や町内単位のボランティアも想定しているのか。

（相原高齢者支援課主幹）

現状、地域の方、有志の方が行っていることを市が全て把握していないため、社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備のコーディネーターを中心に各地域の状況を把握し、どのような形であれば介護人材のサービスだけではなく、地域の方々の力を借りて支えていけるのかを考えていかなければならない。

（松本高齢者支援課長）

「いつまでも元気に」は難しいというご指摘であるが、これまでに取り組んできた健康寿命を延ばすことを目的とした健康教育や健診業務、介護予防事業などについては継続していきたいという思いを込めて、「いつまでも元気に」という文言を入れた。委員のご指摘を踏まえ、「人生の最後まで」という文言も含め、どのような表現にするかは再度検証したい。

（本多委員）

私も「いつまでも元気に」という文言はあった方がよいと考える。加えて、元気ではなくなった方に関する表記が抜けているということである。

（飯野委員）

基本目標1の中に災害に関する内容があるのはよい。災害対策に係る支援体制を市が作るだけでなく、自分たちで災害に備えるための準備ができるように、という内容が基本目標のどこかに入るものとする。高齢者の災害に対する取り組みについて、考えていることがあれば教えていただきたい。

（鶴岡高齢者支援課主幹）

計画の中では基本目標1の部分で介護サービスに関わる災害対策に触れている。それ以外には避難行動要支援者支援という事業が基本目標2の中にある。また、介護サービスに関連して福祉避難所の設置という取り組みがある。この辺りは関連する所管や国の動きを具体的な施策に反映させていきたい。また、基本目標4の地域で支える力については、災害を含め元気な方でも支援が必要になった時を踏まえ、高齢者相談員や民生委員などの地域の制度ボランティア、町会や自治会を含めてどのようにサポートしていくかは反映していきたいと考える。

（飯野委員）

災害は特別なことではなく、基本目標4と連動していく部分であり、普段から地域で支え合うことにより災害時の助け合いに繋がるため、両方の記載があるとよい。また、「人生の最後まで」という文言については、医療機関の方でもアドバンス・ケア・プランニング

でどのように死を迎えるかという考え方を地域の中でも浸透させていきたいということで、手探りで研修等を行っている。亡くなる時にどうしたいのかということは一見するとネガティブに捉えられることではあるが、これからどのように生きたいかということの裏返しになっているため、元気であるからこそ考えていこうという考え方もよいと感じる。

（向井会長）

様々な意見と質問が出たことにより、第10期計画がさらに充実するものと認識している。委員と行政の意見を反映し、しっかりとした計画を作っていきたいと考える。審議内容について異議はあるか。

（一同）

異議なし。

（向井会長）

この内容にて承認し、審議を終了する。

日程第6 報告事項

（向井会長）

報告事項(1)「地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について」事務局から説明を求める。

（石渡介護保険課長）

報告事項(1)「地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について」資料に基づいて説明。

（向井会長）

何か質問や意見はあるか。

（一同）

質問・意見なし。

（向井会長）

続いて、報告事項(2)「居宅介護(介護予防)支援事業者の指定等について」事務局から説明を求める。

（石渡介護保険課長）

報告事項(2)「居宅介護(介護予防)支援事業者の指定等について」資料に基づいて説明。

（向井会長）

何か質問や意見はあるか。

(一同)

質問・意見なし。

日程第7 その他

(向井会長)

続いてその他として、事務局より願います。

(石渡介護保険課長)

令和8年度第3回運営協議会は、令和8年10月29日木曜日、午後1時30分から、会場は習志野市役所GF BC会議室を予定している。期日が近くなったら通知をお送りするので、出席をお願いしたい。

(星野健康福祉部長)

会議終了前ではあるが、吉越委員からの高齢者のインフルエンザ予防接種に関する質問に担当部署である健康支援課から回答させていただく。

(健康支援課)

令和8年度の予算額について、高齢者のインフルエンザワクチンに関わる委託料は1億2,682万円である。自己負担額について昨年度は1,500円で実施したが、今年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用い、1,000円で実施する予定である。年度当初に国から定期予防接種として高用量インフルエンザワクチンも追加となり、2種類で実施するということだったが、7月に国から通知がありワクチン供給が難しいということで、今年度の高用量インフルエンザワクチンの実施は中止となった。そのため、今年度は例年同様、標準量のワクチンで実施する予定である。

(吉越委員)

標準量よりも高用量の方が市の費用負担が大きくなるが、結果的に予算を使わなかったため、その差額をどのように取り扱うのか聞きたい。

(星野健康福祉部長)

当初予算において高用量ワクチンを予算化しているが、執行しないこととなる。減額の補正予算を組むか、未執行のまま決算を迎えることになる。

(向井会長)

何か質問や意見はあるか。

(松本高齢者支援課長)

基本理念について、本日配布した追加資料の説明が漏れていたため解説する。現行計画の振り返りと実態調査のアンケート結果を踏まえた基本理念のコンセプトとして、受け手、支え手という立場が固定化せず、高齢者一人ひとりが役割を持つこと、また、一人ひとりが持つ役割が、地域全体の支え合う力へ広がっていくために、人と人との交流を生み出すことという内容を基本理念にふさわしい文言化をして、定めたうえで示したいと考えている。

(向井会長)

以上をもって、令和8年度第2回習志野市介護保険運営協議会を閉会する。

上記のとおり令和8年度第2回習志野市介護保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び出席者2人が署名する。